

平成27年度 第4回政策推進会議報告

日 時 5月20日 9時30分～10時37分

場 所 4-1会議室

出席者 20人

1 「尼崎市いじめ防止基本方針策定事業」に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

こども青少年局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・会議体は作るのか。

教育委員会とこども青少年局で連携して、それぞれ意見交換や計画の策定に向けて取り組む。会議としては、政策推進会議の部会が主体とはなるが、計画のたたき台作成にあたり、庁内関係各課の課長にご意見をいただきたいと考えている。

(市長) いじめには色々なパターンがあり、一概には言えないが、いじめる側いじめられる側いずれにしてもご家庭に問題がある場合もある。各課が情報を共有しなければならないケースも考えられるため、多くの人が関わり、市全体として取り組んでいきたい。

(市長) 各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に、教育委員会事務局も関わって作成したのか。

基本的には、学校によって内容が大きく違ってくることは考えられないため、教育委員会でたたき台を作成した。

(市長) ホームページに各学校が「学校いじめ防止基本方針」を掲載しているが、どこの学校も同じような内容になっている。ただ、学校ごとに全く違う基本方針を策定して認識がずれてしまうと、学校でいじめの認知件数をカウントするときに集計の意味がなくなってしまう恐れがある。学校現場、教育委員会事務局、教育委員会及び市長部局の関連部署の連携が、一体的に取り組むという段階に至っていないと認識している。現在、こども青少年局の担当課において、学校の現場に足を運んでもらい、より一層の連携に向けて取り組んでもらっているが、教育委員会事務局と市長部局が連携することは当然とし、学校現場までしっかりと連携をして取り組んでいきたい。

- ・今後、各学校において策定済みである「学校いじめ防止基本方針」を手直しすることも考えられるのか。

今回策定を進めている「尼崎市いじめ防止基本方針」については、学校等で発生する特に重大な事件に対応するために、市町村が定めることになっている。内容としては、「学校いじめ防止基本方針」と連携していかなければならないため、既策定計画についても手直しをすることは考えられる。

- ・子どもの生活の中の、学校にいる時間とそれ以外の地域で生活する時間等を棲み分けしようということか。

そうではない。学校の外で起こる問題についても、学校内での生活を介して発生していると考えられるため、「学校いじめ防止基本方針」も関係してくる。そのため、「学校いじめ防止基

本方針」との整合性も図りながら、教育委員会事務局と連携して今回の「尼崎市いじめ防止基本方針」の内容を詰めていきたいと考えている。

(市長) スケジュールがタイトで難しいかもしれないが、これを機会に、各部局が直接意見を協議できる場を持てるようになど工夫して情報共有をしながら取り組んでいきたい。

2 地区まちづくり計画制度の策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

都市整備局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

・「地区まちづくり計画制度」とは、「地区計画」に付加する自主的なルールを公に認めていこうということなのか。例えば、武庫之荘のように、住環境をより向上させるために特定の地区を対象としているのか、どこの地区でも策定可能なものなのか。

基本的な考え方としては、「地区計画」を策定することが第一の目標である。住民の合意が得られない等で、それが出来ない場合に、もう少し緩やかなルールづくりを策定してはどうかということで、「地区まちづくり計画制度」を策定し、条例で認定してルールづくりをするための手法を示していきたい。

・理解が違っていたが、元々「地区計画」があって、法律上等で「地区計画」で決めることができないルールに関して、「地区まちづくり計画制度」で上乗せしていくイメージを持っていたが、もう一つとして、「地区計画」に無いルールを皆で決めて守っていこうという二つのパターンがあるのか。

その通りであり、「地区計画」にさらに上乗せして自主ルールを作るパターンと、「地区計画」だけでは決めることが出来ない場合に、途中のステップとして自主ルールを策定する二つのパターンがある。

・「地区計画」であれば、住民の7割から8割の賛成が必要等のルールがあるが、今回の「地区まちづくり計画制度」において、何割の賛成が必要である等のルールを設けることは出来るのか。今から手続を決めていくため、条例でどこまで規定するかということも含め、これから検討する。

(市長) 「地区計画」が出来ている地区と、「地区計画」が出来ないから、このルールが必要である地区と認定要件が地区によって異なり、様々な論点が出てくる。今回の「地区まちづくり計画制度」は「地区計画」を補完する道具として策定したい。

・住民という言葉しか使用されていないが、事業所や企業も地区のルールの中の当事者ではないか。ここで示されているのは、住民のニーズというような表現であるため、住宅関係のみを対象にしているルールであるように感じる。尼崎市は特に住宅と工業の複合地が多いため、住民の意見だけを聞いているのではいけないのでは。住民や地域企業等に表現を改めては。

・条例で定めるときに、市民提案型なのか行政が主導で進めていくのか、住環境整備審議会において審議していただく必要がある。どちらが主導かわかりにくい。

(市長) そもそもスキームが住環境整備審議会を中心に審議する計画であるため、やはり住環境に重く軸は置かれている。時代の変化の中で住環境をより実行力のある形で守っていくという流れでこれを審議するのか、デリケートな問題である。少なくとも、基本情報の段階

で、地区住民という表現の中には事業所も含まれているという理解、また住環境に特化した形になるかどうかは今後決めていくという理解でよいか。

その通りである。

(市長)「地区計画」と「地区まちづくり計画制度」という新しいルールがぶつかるということも考えられるのでは。例えば、事業者の操業を守ろうという「地区計画」と住環境を守ろうという「地区まちづくり計画制度」がぶつかることも想定される。そもそも利害調整のための道具であるため、利害が対立することも十分考えられる。

・極端な例でいうと、事業所を優位に考えるとその地区の住宅は二重窓にして、自ら環境を守ってくださいということにもなり得る。反対に、住宅側を優位に考えると事業所は騒音を出さないように自らの施設を守ってくださいという話しにもなり得る。そういった場合に、どのように折り合いをつけるかが非常に難しい。

そもそもこの計画はルール自体を作るのではなく、ルールを作るための手続を作っていくための計画であり、ルールは住民なり事業所に決めてもらうこととしている。

・今回この計画ができた背景には、何かあるのか。

ルールを作っているが、そのルールが十分に浸透しておらず、ルールの存在を知らなかったと後から言われるケースが多いことが要因の一つである。

(市長) 熟度が高まっていくにつれて具体例も増やして行っていただきたい。

3 その他

- ・企画財政局長から、あまがさき・魅力案内所「あまらぶ i + Plus」について説明。
- ・市民協働局長から、「未来いまカラダポイント」事業について説明。
- ・経済環境局長から、あまプレ25について説明。
- ・経済環境局長から、NHKの番組「すごわざ」で市内の中小企業「ナイス」が出演する旨紹介。

以上